

支笏湖ローカルルール（仮称）勉強会

自然レクリエーション地における ローカルルールとは

北海道大学大学院農学研究院

准教授 愛甲哲也（造園学）

tetsu@res.agr.hokudai.ac.jp

支笏湖における乗り入れ規制地区の設定



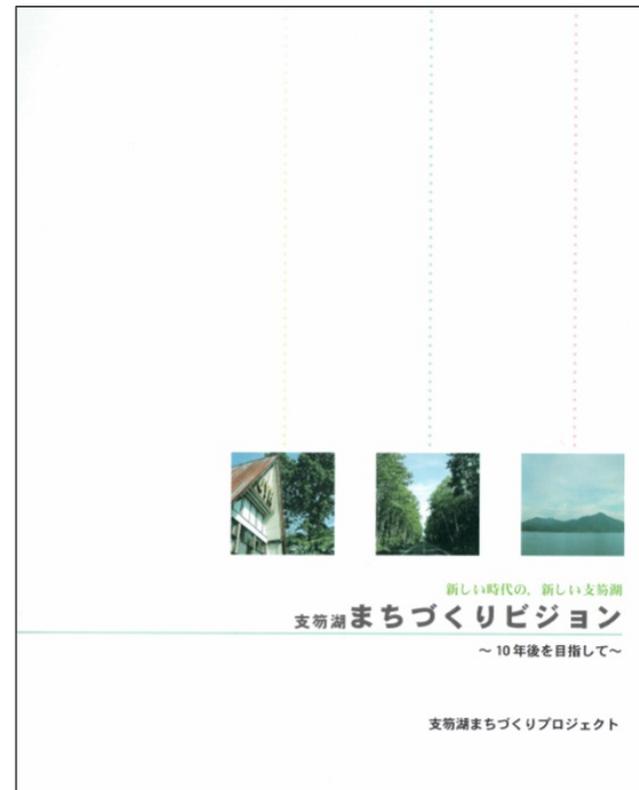
支笏湖における規制の経緯

- 1993年頃 水上バイク利用急増
- 1994年 死亡事故発生を受けて、対策会議設立、柵・騒音測定
- 1998年 チトセバイクも減少確認、栈橋の不法設置や柵等の破壊
- 2000年 自然公園核心地域総合整備事業
- 2001年 「支笏湖まちづくりプロジェクト」
利用者・住民意識調査
- 2004年 地元住民、団体による規制要望、北海道条例施行
- 2006年 公園計画変更（乗り入れ規制区域）、乗り入れ承認
- 2007年 遊漁ルールのため漁業協同組合を設立、漁業権取得

支笏湖まちづくりビジョン

支笏洞爺国立公園の中でも、唯一「静かな佇まいが感じられる場所」

静穏で豊かな森と清逸な水を大切にし、極力自然への人為的介入を控えながらも自然のすばらしさを体感できる自然公園を目指す



2017支笏湖動力船乗入承認申請について

- 1 支笏湖で釣りに動力船を使用する場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

平成18年から支笏湖全域で動力船の乗入れが規制されています

※許可は、毎年度受ける必要があります。

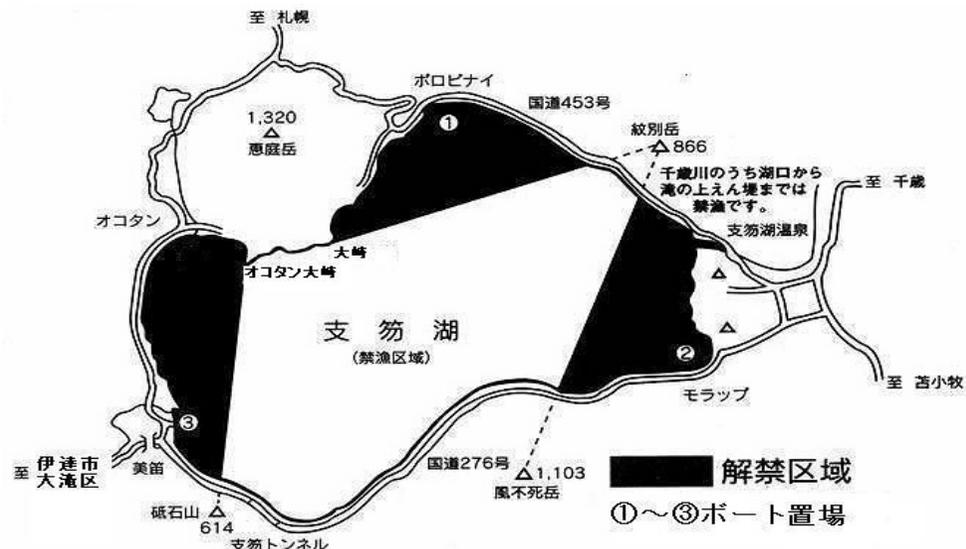
- 2 許可を受けることができる動力船は次のとおりです。

- (1) 北海道内水面漁業調整規則により定められた区域及び期間・時間において、釣りを目的とするもの

- ア 解禁期間 6月1日から8月31日まで
※許可を受けた動力船であっても、上記期間以外に乗り入れすることはできません。
- イ 釣りができる時間 6月 3時から19時30分まで
7月 3時30分から19時30分まで
8月 4時から19時まで

※夜間の釣りは禁止されていますのでご注意ください！

- ウ 解禁区域



- (2) 特殊小型船舶（水上バイク）は乗り入れできません。
- (3) 法令等により定められた利用上の規制、基準等及びルールとマナーを守ってください。
- (4) 動力船の湖への乗入れに際しては、ボート事業者等の斜路を利用するようにお願いします。
斜路の利用にあたっては、各ボート事業者にお問い合わせください。

支笏湖における乗り入れ規制導入の要因

- 地元自治体、関係者の懸念、熱意
- 温泉地の改革プロジェクトと連動
- 科学的データの蓄積（生態系、住民・利用者意識）
- 先行事例の研究
- 関係者による情報共有、協議の場の設置
- 既得権（ヒメマス釣り、ボート事業）への配慮
- 関係機関の法的、物理的サポート

利用調整の方法

Manning & Anderson(2012)などを参考

- 情報・教育
 - 施設整備・デザイン・メンテナンス
 - 変更・割り当て
 - ゾーニング
 - 利用行為のルール・規制
 - 総量規制
-
- 必要な視点—公平性、効率性、特定需要への配慮
 - 利用料金による規制は公共の場では不適當

入域などを規制する方策

- 自然環境保全法
 - 立入制限地区（南硫黄島）
- 自然公園法
 - 立ち入り規制地区
 - 利用調整地区（大台ヶ原西大台地区、知床五湖）
 - 車馬等乗り入れ規制地区（支笏湖、無意根山、屈斜路湖など）
- エコツーリズム推進法
 - 特定観光資源（硫黄山、西表島など）
- 地域自然資産法
 - 地域自然資産区域（竹富島、妙高山・火打山）
- 国有林
 - 森林生態系保護区域のコアエリア
- 鳥獣保護管理法
 - 特別保護指定区域
- 都道府県、市町村条例や要綱
 - 東京都自然環境保全促進地域
- **協議会、利用者団体によるローカルルール、カントリーコード、マナーの啓発**

利用規制導入において考慮すること

- 利用と影響の因果関係、関係者の認知
- 間接的な方策の検討
- 関係者の合意の下で意思決定
- 利用者の選択の自由，利用機会の確保
- 事前の情報提供
- 利用体験への影響、副作用の考慮
- 責任の所在
- 継続的なモニタリング

知床五湖の利用調整検討の経緯

1995年

2002年

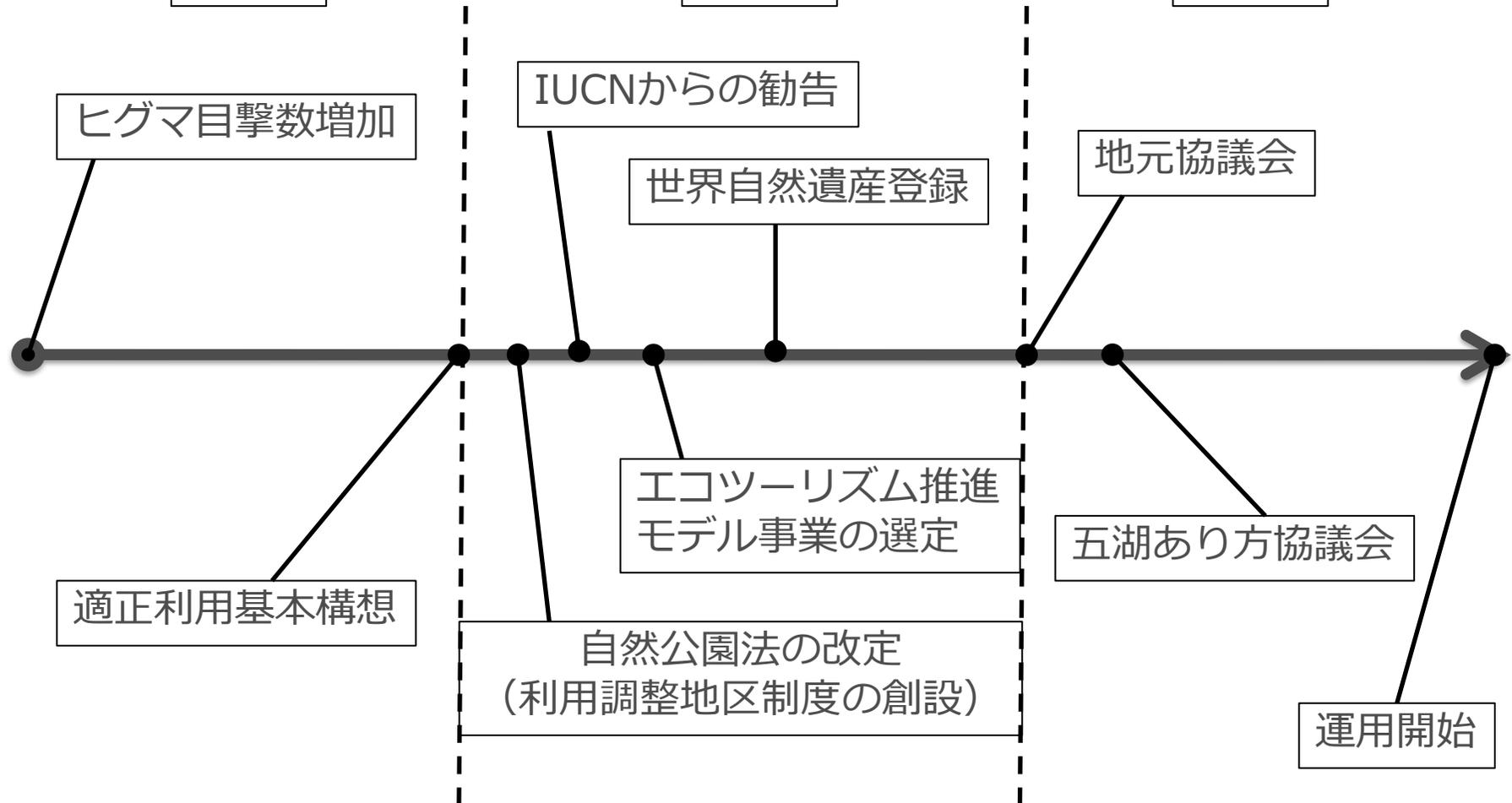
2007年

2011年

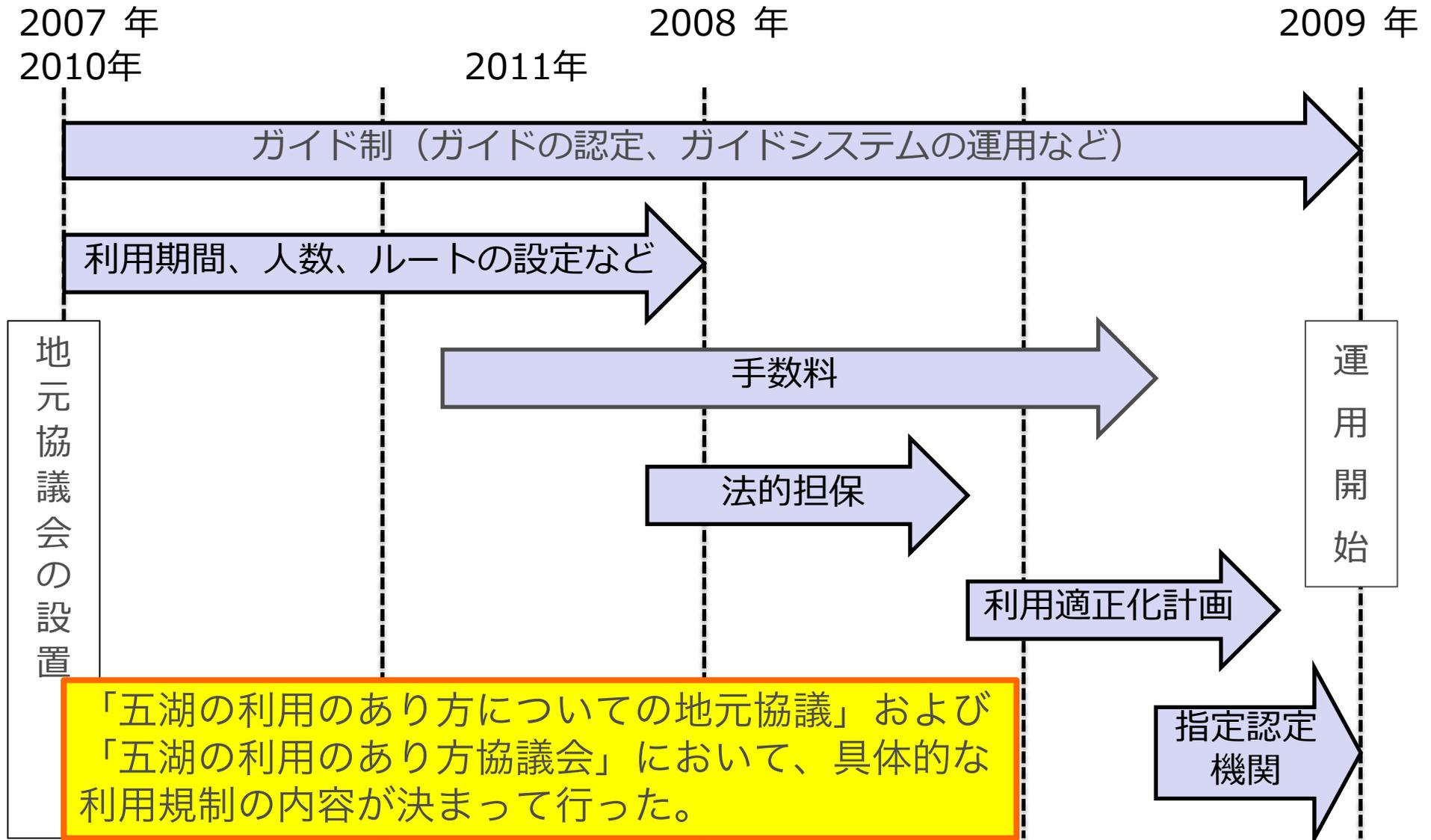
第1期

第2期

第3期



利用規制の具体化（2007年～2011年）

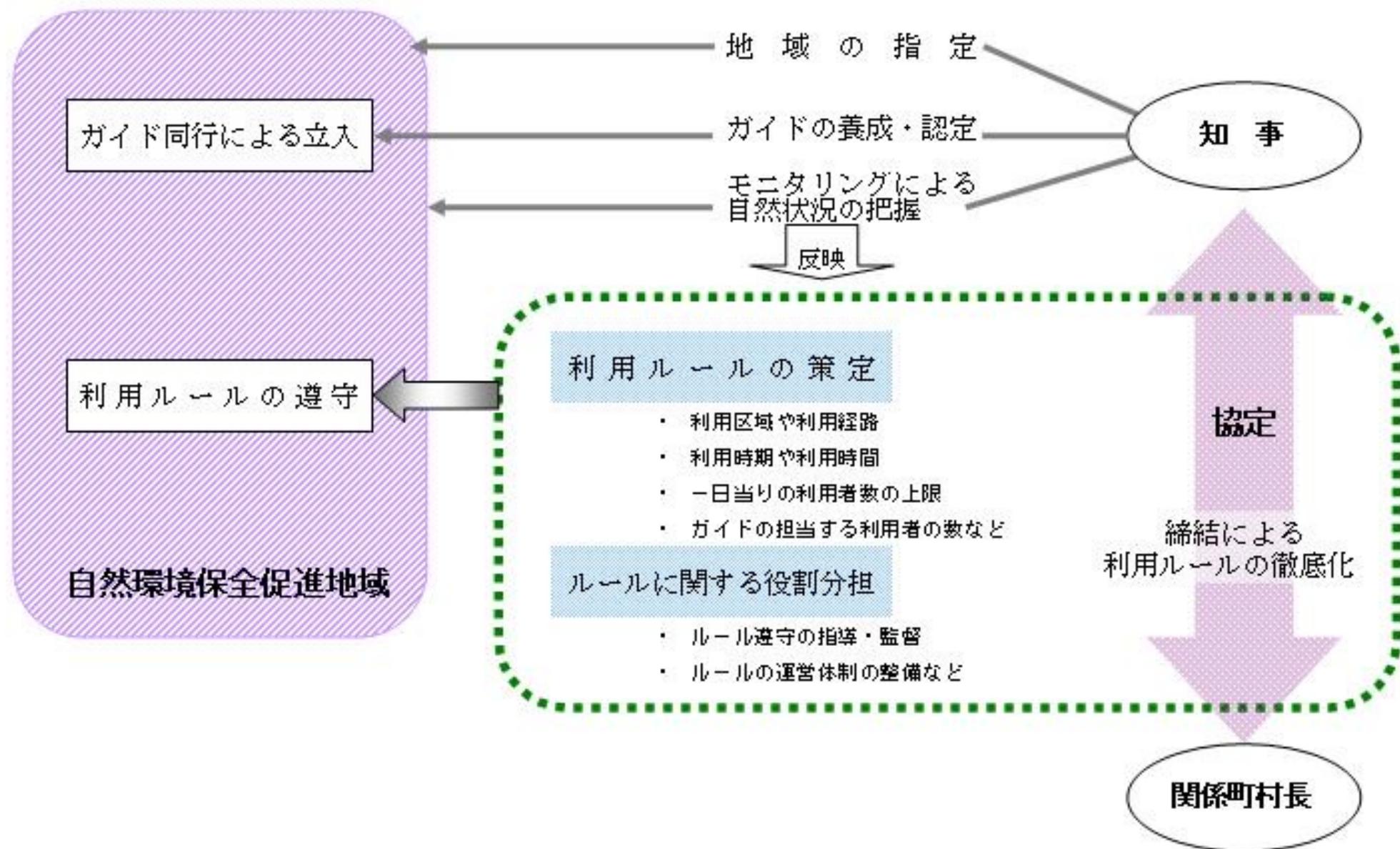


小笠原国立公園 南島・母島石門

- 歩行できる経路を指定
- 東京都の認定ガイドが同行
- 1日あたり100人（南島），50人（母島石門）
- ガイド1人あたり15人（南島），5人（母島石門）
- 南島は滞在2時間まで，年に3ヶ月の入島禁止



東京都の鳥しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する仕組み



別寒辺牛川のカヌー利用制限

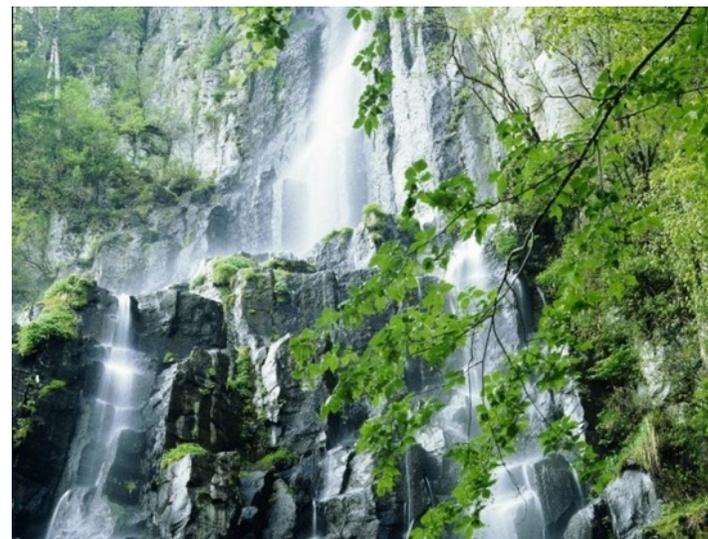
- 別寒辺牛湿原自然観察施設条例（H7）
 - 野生生物に重大な悪影響を及ぼす恐れがある場合等、区域を定めて施設の利用を禁止し又は制限することができる
- 別寒辺牛湿原カヌー乗降施設利用指導要領
 - カヌーコースは、別寒辺牛川橋駅(出発点)から大別橋駅(終点)までの間とし、カヌー乗降施設以外からの乗り入れや途中での上陸をしないよう指導する
 - タンチョウへの悪影響を避けるため、時期に応じ1日当たりのカヌー利用総量を制限することを指導する。ただし、繁殖等の状況から影響が小さいと認められるときはこの限りでない



乗鞍五色が原

「条例による入域コントロール」

- 岐阜県高山市丹生川町の五色ヶ原
- 2001年度から植生などの基礎調査、遊歩道や休憩所、トイレ整備
- 乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例
 - 地元行政が委嘱する森の案内人の同行
 - 一人のガイドで10人まで
 - 2つのルート、一日あたり150人
 - 参加6名以上の場合は一人あたり8,800円
 - 料金は、ガイド案内、ガイドブック、保険、ルート整備等



沖縄県 保全利用協定

- 沖縄振興特別措置法に基づき、エコツアー事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、自主的に策定する自主ルールを県知事が認定



認定番号	協定の名称	活動内容	所在地
第1号	仲間川地区保全利用協定	遊覧船、カヌー	西表島
第2号	比謝川地区保全利用協定	カヤック	嘉手納町
第3号	伊部岳地区保全利用協定	トレッキング	国頭村
第5号	大浦川地区保全利用協定	カヌー、SUP、遊歩道と集落散策	名護市
第6号	白保サンゴ礁地区保全利用協定	シュノーケリング、カヤック、伝統漁業体験等	石垣島
第8号	吹通川地区保全利用協定	カヌー、トレッキング	石垣島

仲間川地区保全利用協定の概要

- <自然環境への配慮>
 - マングローブ林保護のための遊覧船の運航速度規制、徐行区間の設置、ひき波の立ちにくいエコ船の多用、干潮時には運航回数を減らす、動力船の隻数制限(1時間あたり 10 隻まで)
 - カヌーの利用者数制限(1パーティ8人まで、下流域は 50 艇/半日、中流域は80 艇/日、上流域は 65 艇/日)
 - 野生生物の採集の禁止 ・ 事業者合同によるゴミ拾い ・ 3ヶ月ごとのモニタリング調査実施 等
- <安全管理>
 - 動力船の操行マニュアル、ガイドは水上安全講習を受ける 等
- <地域への配慮>
 - イノシシ猟の期間中は仲間川沿いの山に入らない
 - ガサミ漁の道具にふれないようにする
 - 地域住民との話し合いの場の設置を定期的に設け、フィールドの観察記録の報告と意見交換を行う

ローカルルールとは…

- 自然レクリエーション地では、地域の関係者が独自につくり、フィールドへの配慮や利用形態などについて訪問者への協力をお願いするもの
- 法令などにより規定されるものに比べ、罰則を定めるなど強制力は弱く、実効性が課題？

ニセコルール

このルールは、スキー場外の事故防止のために設けられています。ニセコはかつて、国内で最も雪崩による死亡事故の多い山でした。ニセコは新雪滑走の自由を尊重すると共に、みなさんの安全に重大な関心を持っています。安全な滑走のために、以下のルールを守ってください。

- スキー場外へは必ずゲートから出なければならない。
- ロープをくぐってスキー場外を滑ってはならない。
- スキー場外では、安全に滑走するために、ヘルメットと雪崩ビーコンの装着が最低限必要と考える。
- ゲートが閉じられている時はスキー場外に出てはならない。
- 立入禁止区域には絶対に入ってはならない。なお、捜索救助、調査活動は除外される。
- 小学生のみのスキー場外滑走を禁止する。

大雪山松仙園におけるローカルルールを導入





松仙園は原生的な霧気が残された特別な場所として、大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画に基づく利用ルールが定められています

Usage rules are established to protect the pristine atmosphere of Shosenen



松仙園登山道は登り一方通行
The Shosenen trail is a one-way uphill course.

愛山溪登山口から先、車両は進入できません

開通期間: 7月14日~9月30日
Trail open period: July 14th - September 30th
※災害等により変更となる場合もあります

- 大雪山グレード Daisetsuzan Grade
- グレード2「大雪山の自然とふれあう軽装山ルート」
- グレード3「大雪山の自然を体験する登山ルート」
- グレード4「大雪山の美しい自然に挑む登山ルート」
- 凡例 Legend
- 道路 Road
- 展望地 View Point
- 温泉施設 Accommodation
- ゲート Gate
- 温泉 Hot Springs
- 湿原 Wetland
- 池 Pond
- 通行止め Closed
- 一方通行 One Way
- トイレ Toilet
- 森林道 Forest Road

松仙園登山道の利用のルール

湿原の植物を保護するために

- 登山道は毎年7月14日から9月30日まで利用可能です。雪融けや降雪時期など湿原植生を傷めやすい期間は供用しません。
- 登山道は登り一方通行です。登山による歩道及び植生の荒廃を最小限に抑えるため、歩道や植生に与えるインパクトの少ない登り一方通行とします。
- 木道やロープ橋の外側には踏み出さないでください。先を行く登山者を追い越すときも、踏み出さないでください。追い越される登山者が、木道基礎の横木に足をかけて譲ってください。

湿原を外來種から守るために

- 登山口ゲートに備え付けのブラシで靴底の土を落としてください。

ヒグマに出会わないために

- 鈴や笛を必ず携帯してください。
- 集団で行動し、残飯・ごみなどは必ず持ち帰ってください。
- ヒグマに出会っても、走って逃げはいけません。ヒグマから目をそらすずにゆっくり後退し、離れるようにしてください。写真を撮るために近づくとや、フラッシュを使った撮影は危険です。

ドローンについて

原生的な自然の霧気を守るために、ドローンを飛行させることは望ましくありませんが、学術研究その他で飛行させることが必要の場合は、上川総合振興局南部森林室に連絡し、入林承認申請等の手続きをとってください。

Usage rules of Shosenen Trail

The Shosenen trail is a one-way uphill route.



In order to protect the vegetation and maintain a pristine atmosphere, facilities have been kept to the minimum necessary, from here the climb becomes a one-way course towards the Yashima Junction. The trail cannot be used to go back to the trailhead. It cannot be used for descending. In addition, please cooperate with the following rules to protect the vegetation of Shosenen.

- Do not step outside of the trail or the rope fence.
- Be careful not to step on the wetland even when overtaking hikers on the trail. People who are being passed by another hiker should let them pass by standing on the wooden cross-pieces of the boardwalk foundation.
- In order to prevent alien species from carried into the wetland, please use the brush provided at the trailhead gate to remove soil from the soles of your shoes.

Please take countermeasures against brown bears.

- Be sure to carry out actions in groups and carry whistles, bells, etc.
- Carry out leftover food, garbage, etc.
- If a brown bear is encountered, do not escape by running away. Slowly retreat and leave without diverting your eyes from the brown bear. It is dangerous to approach bears to take pictures or to shoot photos with a flash.



溶岩台地上に広がる湿原の向こうに、大雪山の主峰・旭岳がそびえる風景は松仙園ならではの。夏の湿原では、ツルコケモモ、ヒメジャクナゲ、ヒツジグサ、ワタスゲといった湿原特有の植物がみられます。



登山口から樹林帯を抜けて溶岩台地の上に出ると、背の低い変わった形をしたアカエゾマツが点在しています。これは吹きつける強い風の影響を受けて、幹や枝が風向きに沿うように風下側へ傾いたり曲がったりしたものです。厳しい環境の下でアカエゾマツは必死に生き続け、中には樹齢数百年を数えるものもあります。



日本で一番早い紅葉と言われる大雪山。針葉樹の緑と落葉、広葉樹の赤や黄色など、微妙に異なる色が折り重なる中に、空の色を映す池塘が点在する様子は松仙園ならではの絶景です。運が良ければ初冠雪と紅葉を同時に楽しむことができるかもしれません。



四ノ沼の展望地から見える湿原の縞模様は、等高線によって帯状に並んだ湿原の表面の凸凹によって形作られています。泥炭でできた帯状の凸地をケルミ、凹地をシュレンケと呼び、凸凹が一体となっていることからケルミ・シュレンケ複合体とも呼ばれています。このような湿原の縞模様は、大雪山ではこの場所で見ることができません。

愛山溪温泉

大雪山国立公園の中、100%源泉かけ流しの秘湯宿。

- 【温泉】源泉温度 44.2℃、pH6.3(中性)
- 【泉質】ナトリウム・マグネシウム・炭酸水素塩・硫酸塩泉(低張性中性高温泉)
- 【日帰り入浴時間】10:00~20:00(最終受付19:30) 大人 ¥600 子供(6-12歳) ¥450

大雪山では珍しい茶色のお湯です。



- 上川層雲峡インターから 約25km、車で約50分
- JR上川駅から 約25km、車で50分、タクシー約6,500円程度
- 愛山上川インターから 約21km、車で約45分



愛山溪温泉までのアクセス

愛山溪温泉

大雪山松仙園におけるローカルルール

- 主峰旭岳を望む湿原
- 登山者が少なく、廃道化
- 大雪山グレード策定時に除外

- 地元関係者による再開の要望
- 利用調整地区が検討されたが、明確なインパクトが見られないために、ローカルルールに
- 登山道の付け替え、木道再整備、一方通行化し、2019年より運用予定

所属	役職	氏名
北海道地方環境事務所	統括自然保護企画官	高橋 啓介
上川総合振興局南部森林室	次長兼管理課長兼主幹 管理係長 主任	濱田 智子 田村 博幸 山田 直佳
上川総合振興局 環境生活課	主査(山岳環境)	佐藤 公一
上川町 産業経済課	課長 課長補佐 副主幹	渡辺 敏雄 西木 光英 鈴木 健市
東川町 産業振興課 商工観光振興室	主事	松田 絃幸
層雲峡観光協会	事務局長	中島 慎一
大雪山国立公園パークボランティア連絡会	会長	黒田 忠
東川エコツーリズム推進協議会		(御欠席)
大雪と石狩の自然を守る会	事務局次長	関口 隆嗣
愛山溪ドライブイン	代表取締役	渡辺 憲仁
大雪山層雲峡エコツーリズム推進協議会 設立準備会	りんゆう観光層雲峡事業所長	佐藤 竜也
旭川山岳会	顧問	土屋 勲
上川山岳会	会長	澤崎 新一
旭川勤労者山岳会	運営委員長	(御欠席)
北海道大学大学院農学研究院	准教授	愛甲 哲也

【事務局】

環境省北海道地方環境事務所 上川自然保護官事務所 東川自然保護官事務所	首席自然保護官 自然保護官	梶 厚生 石田 美慧
---	------------------	---------------

項目	平成 27 年度までの検討状況	平成 28 年度以降の予定
松仙園地区の管理手法	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園法第 23 条に基づく利用調整地区に指定 ○利用調整地区に立入るには認定が必要。認定を受けるためには立入の基準（※）を満たす必要がある。 ※基準では、歩道の供用期間、利用ルート（一方通行）、利用者の指導（ヒグマ対策）等を定める。 ○モニタリングを実施して、必要に応じた立入りの基準の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省が歩道事業執行者として歩道を管理し、その周辺環境をモニタリング ○歩道管理者権限による利用ルール（※）を策定し、利用者に遵守を促す。 ※歩道の供用期間、利用ルート（一方通行）、利用者の指導（ヒグマ対策）等 ○モニタリングを実施して、必要に応じた利用ルールの見直し。 ○利用が周辺環境に与える影響に関するモニタリング結果に基づき、利用者の増加による影響を検出する科学的データを取得。影響が出ていれば、利用調整地区の指定手続きに入る（※注）。
協議会の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○名称「松仙園地区利用適正化協議会」 ○下記計画の策定及び運用の実施主体。 ○協議会の構成員は関係行政機関。関係団体及び専門家は、意見を述べるができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○名称「松仙園地区適正利用推進協議会」 ○北海道地方環境事務所が、任意の計画を定めるために、地元関係者に意見を聞くもの。 ○協議会の構成員は、関係行政機関及び関係団体。専門的な助言を得るため、専門家も参画できる。
策定する計画及びその位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○「松仙園地区利用適正化計画」を策定。 ○利用調整地区を管理するため、環境省自然環境局長通知に基づき定める計画。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松仙園地区適正利用推進計画」を策定。 ○北海道地方環境事務所が、自然性の高い湿原を通る歩道を、適切に管理するために、任意で定める計画。

大雪山松仙園におけるルールの方定要因

- 地権者（北海道有林）の理解
- 湿原植生の科学的調査
- 構想段階から関係者による協議

- 再開後の需要は不明→広報が課題
- 一方通行には異論も
- 大雪山グレードの再検討が必要
- 湿原へのインパクトの懸念

適正な自然観光のために

- 多様な関係者の意見交換
- 将来をみすえた持続可能な目標
- 統一したサービスの提供と管理の仕組み
- 科学的なモニタリングとフィードバック
- 楽しさと知識を伝えるガイドの養成
- わかりやすいルール

ローカルルールとは…

- 自然レクリエーション地では、地域の関係者が独自につくり、フィールドへの配慮や利用形態などについて訪問者への協力をお願いするもの
- 法令などにより規定されるものに比べ、罰則を定めるなど強制力は弱く、実効性が課題？



- **利害関係者による協議と共有**
- **モニタリングと根拠にもとづくルールの策定**
- **分かりやすいルールと地道な広報・説明**
- **利用者の目線にもたった配慮**
- **関係機関との協働**

参考図書・研究会

- 小林・愛甲(2007)利用者の行動と体験：古今書院
- 敷田・森重(2011)地域資源を守っていかすエコツーリズム：講談社
- 愛甲・庄子・栗山(2016)自然保護と利用のアンケート調査：築地書館
- 自然公園研究会（事務局：公益財団法人日本交通公社）
 - <http://shizenkouen.jp>

